

対象地区	3. 地区内の耕作面積等			4. 70歳以上の農業者等の耕作面積及び後継者の状況					(参考) 中心経営体		
	地区内の耕地面積	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	アンケート調査に回答した地区内の所有者又は耕作者の耕作面積の割合	地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の割合	うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	中心経営体の数	中心経営体の経営面積(現状)	今後の農地の引受け意向
野口	94.0ha	75.9ha	81%	10.6ha	11%	6.8ha	3.4ha	25.8ha	15経営体	37.0ha	62.8ha
神田	203.0ha	185.2ha	91%	70.3ha	35%	37.7ha	23.6ha	67.1ha	23経営体	106.4ha	173.5ha
松坂	142.6ha	135.9ha	95%	16.8ha	12%	6.4ha	2.8ha	29.2ha	25経営体	98.3ha	127.5ha
名高	116.4ha	106.6ha	92%	43.2ha	37%	8.8ha	5.0ha	30.4ha	9経営体	62.9ha	93.3ha
岩清水	45.9ha	35.8ha	78%	9.5ha	21%	5.9ha	3.6ha	23.4ha	6経営体	17.0ha	40.4ha
津谷	199.9ha	164.2ha	82%	59.7ha	30%	18.9ha	18.8ha	63.5ha	26経営体	133.6ha	197.1ha
古口	106.8ha	69.7ha	65%	16.7ha	16%	6.5ha	7.9ha	17.2ha	8経営体	31.7ha	48.9ha
蔵岡	76.0ha	68.1ha	90%	29.1ha	38%	8.5ha	2.7ha	18.2ha	6経営体	31.7ha	49.9ha
柏沢	20.6ha	14.3ha	70%	7.0ha	34%	2.6ha	4.2ha	9.5ha	3経営体	10.9ha	20.4ha
角川	280.0ha	232.5ha	83%	97.9ha	35%	34.5ha	20.2ha	43.4ha	22経営体	151.9ha	195.3ha

対象地区	5. 対象地区の課題	6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針				
野口	耕作面積94.0haのうち地域内の担い手が耕作する面積は約37.0ha (39.4%)である。 今後、高齢化により農地の維持管理が厳しくなるなか、地区の中心経営体を入・農地プランの担い手として位置づけ地区全体で支援する。	野口集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等15経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。				
神田	耕作面積203haのうち担い手が耕作する面積は106.4ha (52%)である。 また、70才以上の農業者が耕作する面積が70.3ha (35%)であることから高齢化が深刻な状況である。 今後は、新たな担い手の確保を行っていく必要がある。	神田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等17経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	杉沢集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等3経営体が担っていく。	濁沢集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等5経営体が担っていく。		
松坂	耕作面積142.6haのうち地域内の担い手が耕作する面積は98.3ha (69%)である。 現在、50代・60代の地域の担い手により耕作されている状況ではあるが、現状、将来的な後継者育成が課題である。	下松坂集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等7経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	上松坂集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等18経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	向松坂集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。		
名高	耕作面積116.4haのうち地域内の担い手が耕作する面積は62.9ha (54%)である。 現在、70代の大規模経営体を中心に耕作されている状況から、後継者育成が喫緊の課題である。	名高集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等8経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	向名高集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。			
岩清水	耕作面積45.9haのうち地域内の担い手が耕作する面積は17.8ha (38%)である。 現在、入作をしている認定農業者等と協力しながら、対象地区の維持管理を図っていく。	岩清水集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。				
津谷	耕作面積199.9haのうち地域内の担い手が耕作する面積は133.6ha (67%)である。 また、経営移譲・継承が進んだことにより30代・40代の大規模経営体が多い状況にある一方で、70代以上の経営体が耕作する面積は59.7ha (30%)と抱えており、今後、新たな担い手の確保の必要がある。	金打坊集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	津谷集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等15経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	岩花集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	出舟集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	
古口	耕作面積106.8haのうち地域内の担い手が耕作する面積は31.7ha (30%)である。真柄・血嶋地区については、現在の担い手が50代・60代が中心となり耕作している状況にあり、将来的に担い手の確保を図っていく必要がある。 また、古口・上台・猪ノ鼻地区については高齢化が深刻な状況にあり、今後、新たな担い手の確保の必要がある。	古口集落の農地利用は、地区内の農業者及び周辺集落の中心経営体である認定農業者等2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	上台集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	猪ノ鼻集落の農地利用は、周辺集落の中心経営体である認定農業者等2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	真柄集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	血嶋集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
蔵岡	耕作面積76.0haのうち地域内の担い手が耕作する面積は31.7ha (42%)である。 また、経営移譲・継承が進んだことにより大規模経営体が多い状況にある一方で、70代以上の経営体の耕作面積は29.1ha (38%)も抱えている状況にある。今後、地区内における中心経営体への集積を図っていく。	蔵岡集落の農地利用は、地区内の農業者及び周辺集落の中心経営体である認定農業者等7経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。				
柏沢	耕作面積21.1haのうち地域内の担い手が耕作する面積は11.2ha (53%)である。 村内の他集落とは隔離された農地であることから現在の担い手又は新規就農者の確保が必要である。	柏沢集落の農地利用は、地区内の農業者の中心経営体である認定農業者等3経営体が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。				
角川	耕作面積280haのうち担い手が耕作する面積は151.9ha (55%)である。しかし、70才以上の農業者が耕作する面積が97.9haであり、高齢化が深刻である。 また、一部の農業者が複数集落にまたがって耕作している。大半が小区画、変形田等の条件不利であり、担い手の確保とともに条件整備を図っていく必要がある。	中沢集落の農地利用は、入作をしている認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	滝ノ下集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	十二沢集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	上本郷集落の農地利用は、入作をしている認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	下本郷集落の農地利用は、入作をしている認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
		畑ヶ集落の農地利用は、入作をしている認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	網取集落の農地利用は、入作をしている認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	元屋敷地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	与吾屋敷集落の農地利用は、入作をしている認定農業者1経営体が担っていく。	片倉集落の農地利用は、入作をしている認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
		平根集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	勝地集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	上野集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	沢内集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	

対象地区	7 6の方針を実現するために必要な取組に関する方針					
野口	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として、離農又は部門縮小を考えている農業者は9経営体、44筆51,701㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 戸沢地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	新規就農者の確保 地区の中心となる担い手の後継者を中心に新規就農者の支援を行う。	6次産業化の拡大 地区内に農家のお母さん方が組織した農産加工グループ「のぐちっ娘」があり、地元で生産された野菜を加工販売している。これまでは、イベント販売を中心にやってきたが今後は地域の担い手、流通加工業者とも連携を図り、特産品開発に取り組み加工農産物の販売強化を行う。	経営の複合化 稲作経営を中心とした農業者が多い中で、当地区は施設園芸（ミニトマト、夏秋イチゴ）を取り入れ複合経営を目指す担い手が多い。今後も水稲プラス施設園芸及び転作作物を活用した農業経営を図る。
神田	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向のうち離農又は部門縮小を考えている農業者は6経営体、70筆、113,011㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 戸沢地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	6次産業化の拡大 もち米の加工による販売を中心とした任意組織ではイベント参加やインターネット販売を実施している。今後、組織の拡大を図り流通関係者への積極的な売り込みや新たな農産物の商品開発を目指す。	経営の複合化 水稲を中心に転作作物を合わせた複合経営を目指し、水稲の規模拡大は利用権の設定や農作物の受委託を中心に集積を図る。高齢化や担い手のいない農家の受け皿として認定農業者を中心に集積し、水稲と土地利用型作物による複合化を図る。	
松坂	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者は9経営体、95筆123,434㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 戸沢地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	新規就農者の確保 村内でも認定農業者が多い地区で経営規模の大きな農業者が多く、農業者年金の受給や高齢化により経営移譲が進んできた。今後も、認定農業者を中心に親から子への経営継承を図る。	基盤整備への取組方針 基盤整備の農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、松坂地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。	経営の複合化 村内でも、大規模農業者が多く認定農業者を中心にねぎ・にら・たらの芽・タバコ等と水稲の複合経営を行っており、今後も水稲を中心に収益性が高く労力にあった転作作物を選定し複合経営を図る。
名高	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者は3経営体、12筆23,033㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 戸沢地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	新規就農者の確保 新規就農者を育成支援する地域として、既存の各農業生産団体の連携を図っている。また、施設園芸作物の導入を予定している新規就農者もいるため、立地条件の良い農地の確保や集積に協力していく。今後、高齢化により農地の維持管理が厳しくなるなかで、認定農業者の後継者や新規に農業を行う就農者については、地区の人・農地プランの担い手として、位置づけし地域全体で支援する。	経営の複合化 水稲の生産調整に係る転作田について集団転作による団地化を行っている。収益性の高い（ねぎ・にら・えごま等）作物栽培を実施しており、水稲と転作作物を併せた複合経営を図る。また、施設園芸（トマト）等の栽培についても栽培条件の良い農地に集積するため地区農業者が協力し、農地の提供を図り、農業後継者を中心に拡大を図る。	
岩清水	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者は3経営体、8筆14,985㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 戸沢地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	新規就農者の確保 農業者の高齢化が進み、また、農業の兼業が多い地区のため労働力不足が懸念されることから、農業を担う人材を育成することが必要不可欠となっている。ほ場整備が完了している地区であることから、農地の集積や農業機械の共同化による労力、経費の削減を図り、新規的就農者が地域で育成できるよう連携した農業を目指す。	経営の複合化 水稲を中心とした稲作農業者が多く、水稲の生産調整に係る転作田を活用し、ねぎ、にら、レンコン等の栽培が行われており、複合経営の拡大を図る。	
津谷	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者は4経営体、35筆85,890㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 戸沢地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	新規就農者の確保 農業者の高齢化が進み、また、農業の兼業が多い地区のため労働力不足が懸念されることから、農業を担う人材を育成することが喫緊の課題になっている。ほ場整備が完了している地区であることから、農地の集積や農業機械の共同化による労力、経費の削減を図り、新規的就農者が地域で育成できるよう、連携した農業を目指す。	高収益作物の推進及び6次産業化 水田畑地化事業により、ミニトマトやパプリカ等の高収益野菜の作付が進み、鞭打野園芸団地が形成されてきている。また、村農産加工グループが規格外の農産物（パプリカ、エゴマ等）を加工して販売しており、今後、販路の拡大と収益の増大を図っていく。	
古口	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者は2経営体、101筆、118,583㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	新規就農者の確保 農業者の高齢化や後継者不足が深刻な地区であり、これまで既存の担い手に集積してきた。担い手の高齢化が進む中、地区外からの受入れや認定農業者の後継者を担い手として位置づけ新規就農者の支援・促進を図る。	6次産業化 当該地区は最上川舟下りや道の駅「高麗館」農産物販売市場等があり観光と農業を組み合わせた取り組みができることから関係機関と連携し特産農産物の商品開発を検討していく。	
蔵岡	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者は5経営体、69筆、85,140㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	新規就農者の確保 農業者の高齢化と農業を継ぐ後継者が農外就職や県外に就労し、現在の担い手に集積が図られてきた。農地の集積や農業機械・農作業の共同化による労力、経費の削減を図り、新規的就農者が地域で育成できるよう連携した農業の促進を図っていく。	6次産業化 エゴマの加工として、エゴマ油、エゴマドレッシング、エゴマの葉を活用したお茶等の商品を開発し、村の特産物として販売している。地区内において、エゴマの生産、女性を中心とした組織等による農産加工、直販等による販売を検討していく。	災害対策への取組方針 当地区は水害による農作物被害が深刻である。経営体の耕作地について、一定規模（2～3ha）毎に集約させることで水害による所得低下を防いでいく。
柏沢	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者はいない状況にある。	農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。			
角川	農地の貸付け等の意向 農地の所有者の経営意向として離農又は部門縮小を考えている農業者は9経営体、165筆、121,198㎡となっている。	農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。	土地改良施設等の管理方針 土地改良施設等の維持管理にかかる労力を軽減するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払）の実施により、地域ぐるみで水路・農道等の管理を実施していく。	6次産業化の拡大 角川地区においては、農家民宿や農家そば家等が開業されており、地場産の農産物を提供している。今後、農産物の加工についても生産組織を中心に販路拡大を目指す。	基盤整備への取組方針 基盤整備の農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、角川地区の小区画、変形田について、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。	鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。 災害対策への取組方針 水害等の被害防止のため、日本型直接支払事業（多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業）等により、定期点検を実施することにより、法面の崩落等の対策を図っていく。